

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

Ⅰ 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			高齢者虐待 防止措置決 算後減算	業務経統計 画未定減算	差額課税に よるサービス 提供が行わ れる場合	通所サービ ス利用時の 調整 (1日につき)	事業所と同一 建物の利用 者によるサー ビス提供を 行う場合	特別地域定 額巡回・随 時対応型訪 問介護看護 に算入	中山間地域 等における 小規模事業 所加算	中山間地域 等に居住す る者へのサ ービス提供 加算	緊急時訪問 看護加算 (Ⅰ)	緊急時訪問 看護加算 (Ⅱ)	特別管理加 算	ターミナルケ ア加算			
イ 定期巡回・随時 対応型訪問 介護看護費 (Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)															
		要介護2 (9,720 単位)															
		要介護3 (16,140 単位)															
		要介護4 (20,417 単位)															
		要介護5 (24,692 単位)															
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)															
		要介護2 (12,413 単位)															
		要介護3 (18,948 単位)															
		要介護4 (23,358 単位)															
		要介護5 (28,298 単位)															
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,446 単位)																
	要介護2 (9,720 単位)																
	要介護3 (16,140 単位)																
	要介護4 (20,417 単位)																
	要介護5 (24,692 単位)																
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅲ)	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 989単位)																
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)																
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)																
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)																
			-1/100	-1/100													
											</						

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)									
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)							
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)							
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計				
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)							
		(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)							
		(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)							
		(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)							
		(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)							
		(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)							
		(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)							
		(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)							
		(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)							
		(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)							
		(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)							
		(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)							
		(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)							
		(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)							

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び 「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入								
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。								

[illegible]

[illegible]

[illegible]

※ 事業継続計画未定策定については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	登録看護師が 登録定員を 超える場合 又は 又は	従業者の員 数が基準に 満たない場合	遠くサービス に対する減算	特別地域・小 規模多機能型 介護施設加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算									
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に 対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100									
		要介護2 (15,370 単位)																		
要介護3 (22,359 単位)																				
要介護4 (24,677 単位)																				
要介護5 (27,209 単位)																				
(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (9,423 単位)	要介護2 (13,849 単位)										要介護3 (20,144 単位)	要介護4 (22,233 単位)	要介護5 (24,516 単位)						
	要介護1 (572 単位)	要介護2 (640 単位)										要介護3 (709 単位)	要介護4 (777 単位)	要介護5 (843 単位)						
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)																				
ハ 訪問加算 (イを算定する場合のみ算定)												(1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)																		
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)																		
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)																		
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)																		
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))																	
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)																	
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)																		
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)																		
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)																		
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)																	
ツ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)																	
テ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)																		
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)																		
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)																		
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)																		
ヲ 口腔・栄養・ワーキング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																	
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)																	
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)																		
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)																		
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)																	
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)																	
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 250単位を加算)																	
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 21単位を加算)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅰ)			(1月につき +所定単位数×149/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅱ)			(1月につき +所定単位数×149/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅲ)			(1月につき +所定単位数×134/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅳ)			(1月につき +所定単位数×108/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅴ)			(1月につき +所定単位数×102/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅵ)			(1月につき +所定単位数×121/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅶ)			(1月につき +所定単位数×109/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅷ)			(1月につき +所定単位数×118/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅸ)			(1月につき +所定単位数×104/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅹ)			(1月につき +所定単位数×104/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅺ)			(1月につき +所定単位数×88/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅻ)			(1月につき +所定単位数×117/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅼ)			(1月につき +所定単位数×110/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅽ)			(1月につき +所定単位数×71/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅾ)			(1月につき +所定単位数×69/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(Ⅿ)			(1月につき +所定単位数×68/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(ⅰ)			(1月につき +所定単位数×73/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(ⅱ)			(1月につき +所定単位数×56/1000)																	
セ 介護職員処遇改善増進加算(ⅲ)			(1月につき +所定単位数×56/1000)																	

※イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
※身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※業務継続計画未策定減算については、各年度の予算及びその年の消防の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※介護職員処遇改善増進加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日までの期間適用しない。

「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供加算、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善増進加算」は、支給限度基準額の算定の対象外項目
--

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注
			注	注	注	注	注	注	注	注
イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	(1) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） 要介護1（765単位） 要介護2（801単位） 要介護3（824単位） 要介護4（841単位） 要介護5（859単位） 要介護1（753単位） 要介護2（789単位） 要介護3（812単位） 要介護4（829単位） 要介護5（845単位） 要介護1（763単位） 要介護2（799単位） 要介護3（822単位） 要介護4（839単位） 要介護5（856単位）	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） 要介護1（765単位） 要介護2（801単位） 要介護3（824単位） 要介護4（841単位） 要介護5（859単位） (2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ） 要介護1（753単位） 要介護2（789単位） 要介護3（812単位） 要介護4（829単位） 要介護5（845単位）	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位
注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に5日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
注 看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (2) 死亡日以前46日以上30日以下 (3) 死亡日以前2日又は3日 (4) 死亡日	(1日につき 72単位を加算) (1日につき 144単位を加算) (1日につき 680単位を加算) (1日につき 1,280単位を加算)								
ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1日につき 30単位を加算) (1月につき 100単位を加算) (1月につき 40単位を加算)								
ニ 協力医療機関連携加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 医療連携体制加算Ⅰ（イ） (2) 医療連携体制加算Ⅰ（ロ） (3) 医療連携体制加算Ⅰ（ハ） (4) 医療連携体制加算Ⅱ（ミ）	(1日につき 57単位を加算) (1日につき 47単位を加算) (1日につき 37単位を加算) (1日につき 5単位を加算)								
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ（イ） (2) 医療連携体制加算Ⅰ（ロ） (3) 医療連携体制加算Ⅰ（ハ） (4) 医療連携体制加算Ⅱ（ミ）	(1日につき 57単位を加算) (1日につき 47単位を加算) (1日につき 37単位を加算) (1日につき 5単位を加算)								
ヘ 遠隔診療情報提供加算（イを算定する場合のみ算定）	(250単位を加算)									
ト 遠隔時間報酬加算（イを算定する場合のみ算定）	(400単位を加算（利用者1人につき1回を限度）)									
チ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ (2) 認知症専門ケア加算Ⅱ	(1日につき 3単位を加算) (1日につき 4単位を加算)								
リ 認知症チームケア推進加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症チームケア推進加算Ⅰ (2) 認知症チームケア推進加算Ⅱ	(1月につき 150単位を加算) (1月につき 120単位を加算)								
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ (2) 生活機能向上連携加算Ⅱ	(1月につき 100単位を加算) (1月につき 200単位を加算)								
ル 栄養管理体制加算（イを算定する場合のみ算定）	(1月につき +30単位を加算)									
ヲ ロ感染衛生管理体制加算（イを算定する場合のみ算定）	(1月につき 30単位を加算)									
ワ フ口「栄養スクリーニング」加算（イを算定する場合のみ算定）	(1回につき 20単位を加算（5月に1回を限度）)									
カ 科学的介護性連携体制加算（イを算定する場合のみ算定）	(1月につき 40単位を加算)									
キ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ (2) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	(1月につき 10単位を加算) (1月につき 5単位を加算)								
ク 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)									
セ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ (2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ	(1月につき 100単位を加算) (1月につき 10単位を加算)								
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ	(1日につき 22単位を加算) (1日につき 18単位を加算) (1日につき 6単位を加算)								
2. の経路通称加算加算	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ (4) サービス提供体制強化加算Ⅳ (5) サービス提供体制強化加算Ⅴ (6) サービス提供体制強化加算Ⅵ (7) サービス提供体制強化加算Ⅶ (8) サービス提供体制強化加算Ⅷ (9) サービス提供体制強化加算Ⅸ (10) サービス提供体制強化加算Ⅹ (11) サービス提供体制強化加算Ⅺ (12) サービス提供体制強化加算Ⅻ (13) サービス提供体制強化加算Ⅼ (14) サービス提供体制強化加算Ⅽ (15) サービス提供体制強化加算Ⅾ (16) サービス提供体制強化加算Ⅿ (17) サービス提供体制強化加算ⅰ (18) サービス提供体制強化加算ⅱ (19) サービス提供体制強化加算ⅲ (20) サービス提供体制強化加算ⅴ (21) サービス提供体制強化加算ⅵ (22) サービス提供体制強化加算ⅶ (23) サービス提供体制強化加算ⅷ (24) サービス提供体制強化加算ⅸ (25) サービス提供体制強化加算ⅹ (26) サービス提供体制強化加算ⅺ (27) サービス提供体制強化加算ⅻ (28) サービス提供体制強化加算ⅼ (29) サービス提供体制強化加算ⅽ (30) サービス提供体制強化加算ⅾ (31) サービス提供体制強化加算ⅿ (32) サービス提供体制強化加算ⅿ (33) サービス提供体制強化加算ⅿ (34) サービス提供体制強化加算ⅿ (35) サービス提供体制強化加算ⅿ (36) サービス提供体制強化加算ⅿ (37) サービス提供体制強化加算ⅿ (38) サービス提供体制強化加算ⅿ (39) サービス提供体制強化加算ⅿ (40) サービス提供体制強化加算ⅿ (41) サービス提供体制強化加算ⅿ (42) サービス提供体制強化加算ⅿ (43) サービス提供体制強化加算ⅿ (44) サービス提供体制強化加算ⅿ (45) サービス提供体制強化加算ⅿ (46) サービス提供体制強化加算ⅿ (47) サービス提供体制強化加算ⅿ (48) サービス提供体制強化加算ⅿ (49) サービス提供体制強化加算ⅿ (50) サービス提供体制強化加算ⅿ (51) サービス提供体制強化加算ⅿ (52) サービス提供体制強化加算ⅿ (53) サービス提供体制強化加算ⅿ (54) サービス提供体制強化加算ⅿ (55) サービス提供体制強化加算ⅿ (56) サービス提供体制強化加算ⅿ (57) サービス提供体制強化加算ⅿ (58) サービス提供体制強化加算ⅿ (59) サービス提供体制強化加算ⅿ (60) サービス提供体制強化加算ⅿ (61) サービス提供体制強化加算ⅿ (62) サービス提供体制強化加算ⅿ (63) サービス提供体制強化加算ⅿ (64) サービス提供体制強化加算ⅿ (65) サービス提供体制強化加算ⅿ (66) サービス提供体制強化加算ⅿ (67) サービス提供体制強化加算ⅿ (68) サービス提供体制強化加算ⅿ (69) サービス提供体制強化加算ⅿ (70) サービス提供体制強化加算ⅿ (71) サービス提供体制強化加算ⅿ (72) サービス提供体制強化加算ⅿ (73) サービス提供体制強化加算ⅿ (74) サービス提供体制強化加算ⅿ (75) サービス提供体制強化加算ⅿ (76) サービス提供体制強化加算									

[illegible]

ハ 通関・通関業務委託費(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

二 費控除の加算額 (※確定申告書の添付の必要あり)	(1) 専断者の加算額(1)	① 死亡日以前1日及び翌日以下 (1日につき 2.24倍を加算)
		② 死亡日以前死亡直前30日以下 (1日につき 1.44倍を加算)
		③ 死亡日以前死亡直前10日以下 (1日につき 0.68倍を加算)
		④ 死亡日 (1日につき 0.27倍を加算)
	(2) 専断者の加算額(2)	① 死亡日以前1日及び翌日以下 (1日につき 0.72倍を加算)
		② 死亡日以前死亡直前30日以下 (1日につき 0.44倍を加算)
		③ 死亡日以前死亡直前10日以下 (1日につき 0.18倍を加算)
		④ 死亡日 (1日につき 0.09倍を加算)
		⑤ 死亡日以前1日及び翌日以下 (1日につき 1.78倍を加算)
		⑥ 死亡日以前死亡直前30日以下 (1日につき 0.89倍を加算)

ホ 送届時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位)

へ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)

ト 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

子 高齢者施設等感染対策向上 加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)
	(2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)

リ 新築価格の算定に要する費用 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)

※ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)

[illegible]

※ 短期利用地域型密着特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 身体拘束廃止未実施減算については、口を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 療養継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

[illegible]

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録看護師が常駐定員を超える場合又は従事者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務プロセス対等削減減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護の小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算（1月につき）	末期の重症患者により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）	特別の指示により後援に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 12,447 単位） 要介護2（ 17,415 単位） 要介護3（ 24,481 単位） 要介護4（ 27,766 単位） 要介護5（ 31,408 単位） 要介護1（ 11,214 単位） 要介護2（ 15,691 単位） 要介護3（ 22,057 単位） 要介護4（ 25,017 単位） 要介護5（ 28,298 単位） 要介護1（ 5,711 単位） 要介護2（ 6,538 単位） 要介護3（ 7,061 単位） 要介護4（ 7,731 単位） 要介護5（ 8,391 単位）	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）												
ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症加算（Ⅰ） (1月につき 30単位を加算）											
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	(2) 認知症加算（Ⅱ） (1月につき 920単位を加算） (3) 認知症加算（Ⅲ） (1月につき 890単位を加算） (4) 認知症加算（Ⅳ） (1月につき 760単位を加算） (5) 認知症加算（Ⅴ） (1月につき 460単位を加算）											
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（ロを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症加算（Ⅵ） (1日につき 200単位を加算（7日間を限度））											
ヘ 療育性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）	(1月につき 800単位を加算）											
ト 栄養アセスメント加算（イを算定する場合のみ算定）	(1月につき 50単位を加算）											
チ 療養改善加算（イを算定する場合のみ算定）	(1回につき 200単位を加算（1月に2回を限度））											
リ ロ控・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) ロ控・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） (1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度）） (2) ロ控・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） (1回につき 5単位を加算（6月に1回を限度））											
ス ロ口腔機能向上加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) ロ口腔機能向上加算（Ⅰ） (1回につき +150単位（月2回を限度）） (2) ロ口腔機能向上加算（Ⅱ） (1回につき +160単位（月2回を限度））											
ル 遠隔併用指導加算（イを算定する場合のみ算定）	(1回につき 600単位を加算）											
イ 緊急時対応加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 緊急時対応加算（Ⅰ） (1月につき 774単位を加算）											
エ 特別管理加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 特別管理加算（Ⅰ） (1月につき 600単位を加算） (2) 特別管理加算（Ⅱ） (1月につき 250単位を加算）											
カ 専門管理加算（イを算定する場合のみ算定）	(1月につき 250単位を加算）											
ク ターミナルケア加算（イを算定する場合のみ算定）	(1月につき 250単位を加算）											
コ 連携医に診察補助加算（イを算定する場合のみ算定）	(150単位を加算）											
ケ 看護体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 看護体制強化加算（Ⅰ） (1月につき 3,000単位を加算） (2) 看護体制強化加算（Ⅱ） (1月につき 2,500単位を加算） (3) 看護体制強化加算（Ⅲ） (1月につき 1,000単位を加算）											
キ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） (1月につき 1,200単位を加算） (2) 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） (1月につき 800単位を加算）											
ホ 看護マネジメント加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 看護マネジメント加算（Ⅰ） (1月につき 3単位を加算） (2) 看護マネジメント加算（Ⅱ） (1月につき 13単位を加算）											
チ 接せつ支援加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 接せつ支援加算（Ⅰ） (1月につき 10単位を加算） (2) 接せつ支援加算（Ⅱ） (1月につき 15単位を加算） (3) 接せつ支援加算（Ⅲ） (1月につき 20単位を加算）											
ヲ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）	(1月につき 40単位を加算）											
ム 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） (1月につき 100単位を加算） (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） (1月につき 10単位を加算）											
フ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (1月につき 750単位を加算） (三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (1月につき 350単位を加算） (四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (1日につき 25単位を加算） (五) サービス提供体制強化加算（Ⅳ） (1日につき 21単位を加算） (六) サービス提供体制強化加算（Ⅴ） (1日につき 12単位を加算） (2) ロを算定している場合 (二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (1日につき 25単位を加算） (三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (1日につき 21単位を加算） (四) サービス提供体制強化加算（Ⅳ） (1日につき 12単位を加算）											
セ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき +所定単位数×149÷100%） (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき +所定単位数×146÷100%） (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき +所定単位数×140÷100%） (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき +所定単位数×137÷100%） (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (1月につき +所定単位数×134÷100%） (6) 介護職員処遇改善加算（Ⅵ） (1月につき +所定単位数×131÷100%） (7) 介護職員処遇改善加算（Ⅶ） (1月につき +所定単位数×128÷100%） (8) 介護職員処遇改善加算（Ⅷ） (1月につき +所定単位数×125÷100%） (9) 介護職員処遇改善加算（Ⅸ） (1月につき +所定単位数×122÷100%） (10) 介護職員処遇改善加算（Ⅹ） (1月につき +所定単位数×119÷100%） (11) 介護職員処遇改善加算（Ⅺ） (1月につき +所定単位数×116÷100%） (12) 介護職員処遇改善加算（Ⅻ） (1月につき +所定単位数×113÷100%） (13) 介護職員処遇改善加算（Ⅼ） (1月につき +所定単位数×110÷100%） (14) 介護職員処遇改善加算（Ⅽ） (1月につき +所定単位数×107÷100%） (15) 介護職員処遇改善加算（Ⅾ） (1月につき +所定単位数×104÷100%） (16) 介護職員処遇改善加算（Ⅿ） (1月につき +所定単位数×101÷100%） (17) 介護職員処遇改善加算（ⅰ） (1月につき +所定単位数×98÷100%） (18) 介護職員処遇改善加算（ⅱ） (1月につき +所定単位数×95÷100%） (19) 介護職員処遇改善加算（ⅲ） (1月につき +所定単位数×92÷100%） (20) 介護職員処遇改善加算（ⅳ） (1月につき +所定単位数×89÷100%） (21) 介護職員処遇改善加算（ⅴ） (1月につき +所定単位数×86÷100%） (22) 介護職員処遇改善加算（ⅵ） (1月につき +所定単位数×83÷100%） (23) 介護職員処遇改善加算（ⅶ） (1月につき +所定単位数×80÷100%） (24) 介護職員処遇改善加算（ⅷ） (1月につき +所定単位数×77÷100%） (25) 介護職員処遇改善加算（ⅸ） (1月につき +所定単位数×74÷100%） (26) 介護職員処遇改善加算（ⅹ） (1月につき +所定単位数×71÷100%） (27) 介護職員処遇改善加算（ⅺ） (1月につき +所定単位数×68÷100%） (28) 介護職員処遇改善加算（ⅽ） (1月につき +所定単位数×65÷100%） (29) 介護職員処遇改善加算（ⅾ） (1月につき +所定単位数×62÷100%） (30) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×59÷100%） (31) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×56÷100%） (32) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×53÷100%） (33) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×50÷100%） (34) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×47÷100%） (35) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×44÷100%） (36) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×41÷100%） (37) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×38÷100%） (38) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×35÷100%） (39) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×32÷100%） (40) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×29÷100%） (41) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×26÷100%） (42) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×23÷100%） (43) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×20÷100%） (44) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×17÷100%） (45) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×14÷100%） (46) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×11÷100%） (47) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×8÷100%） (48) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×5÷100%） (49) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×2÷100%） (50) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×0÷100%）											
ソ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき +所定単位数×149÷100%） (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき +所定単位数×146÷100%） (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき +所定単位数×140÷100%） (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき +所定単位数×137÷100%） (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (1月につき +所定単位数×134÷100%） (6) 介護職員処遇改善加算（Ⅵ） (1月につき +所定単位数×131÷100%） (7) 介護職員処遇改善加算（Ⅶ） (1月につき +所定単位数×128÷100%） (8) 介護職員処遇改善加算（Ⅷ） (1月につき +所定単位数×125÷100%） (9) 介護職員処遇改善加算（Ⅸ） (1月につき +所定単位数×122÷100%） (10) 介護職員処遇改善加算（Ⅹ） (1月につき +所定単位数×119÷100%） (11) 介護職員処遇改善加算（Ⅺ） (1月につき +所定単位数×116÷100%） (12) 介護職員処遇改善加算（Ⅻ） (1月につき +所定単位数×113÷100%） (13) 介護職員処遇改善加算（Ⅼ） (1月につき +所定単位数×110÷100%） (14) 介護職員処遇改善加算（Ⅽ） (1月につき +所定単位数×107÷100%） (15) 介護職員処遇改善加算（Ⅾ） (1月につき +所定単位数×104÷100%） (16) 介護職員処遇改善加算（Ⅿ） (1月につき +所定単位数×101÷100%） (17) 介護職員処遇改善加算（ⅰ） (1月につき +所定単位数×98÷100%） (18) 介護職員処遇改善加算（ⅱ） (1月につき +所定単位数×95÷100%） (19) 介護職員処遇改善加算（ⅲ） (1月につき +所定単位数×92÷100%） (20) 介護職員処遇改善加算（ⅳ） (1月につき +所定単位数×89÷100%） (21) 介護職員処遇改善加算（ⅴ） (1月につき +所定単位数×86÷100%） (22) 介護職員処遇改善加算（ⅵ） (1月につき +所定単位数×83÷100%） (23) 介護職員処遇改善加算（ⅶ） (1月につき +所定単位数×80÷100%） (24) 介護職員処遇改善加算（ⅷ） (1月につき +所定単位数×77÷100%） (25) 介護職員処遇改善加算（ⅸ） (1月につき +所定単位数×74÷100%） (26) 介護職員処遇改善加算（ⅹ） (1月につき +所定単位数×71÷100%） (27) 介護職員処遇改善加算（ⅺ） (1月につき +所定単位数×68÷100%） (28) 介護職員処遇改善加算（ⅽ） (1月につき +所定単位数×65÷100%） (29) 介護職員処遇改善加算（ⅾ） (1月につき +所定単位数×62÷100%） (30) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×59÷100%） (31) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×56÷100%） (32) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×53÷100%） (33) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×50÷100%） (34) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×47÷100%） (35) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×44÷100%） (36) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×41÷100%） (37) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×38÷100%） (38) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×35÷100%） (39) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×32÷100%） (40) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×29÷100%） (41) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×26÷100%） (42) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×23÷100%） (43) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×20÷100%） (44) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×17÷100%） (45) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×14÷100%） (46) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×11÷100%） (47) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×8÷100%） (48) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×5÷100%） (49) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×2÷100%） (50) 介護職員処遇改善加算（ⅿ） (1月につき +所定単位数×0÷100%）											
注	※ (1)の単位数を算入											
注	※ (2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入											
注	※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。											
注	※ 養老給付計画未定減算については、令和7年度及び令和8年度の指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年9月31日までの間適用しない。											
注	※ 介護職員処遇改善加算(VN)については、令和7年9月31日までに算定済。											
※ 「特別地域看護小規模多機能型居宅介護（中山間地域等）外介護加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。												

1. 介護予防認知症対応型通所介護費

[illegible][illegible]

「感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」（注1）介護職員^②処遇改善加算^③は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 合議型員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注	
			登録者数が要 認定員を超える 場合	又 は 従業者の員数 が基準に満た ない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	過少サービスに 対する減算	特別地域介護 予防小規模多 機能型居宅介 護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス提 供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅 介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の人 に対して 行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (6,972 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場 合	要支援1 (3,109 単位)									
		要支援2 (6,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)											
		要支援1 (424 単位)									
		要支援2 (531 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ス 生産性向上推進体制加算			(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									
注 所定単位は、イからホまでにお示された単位数の合計											
1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			(1月につき、+所定単位×149/1000)								
2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			(1月につき、+所定単位×146/1000)								
3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			(1月につき、+所定単位×134/1000)								
4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			(1月につき、+所定単位×106/1000)								
2. 介護職員等処遇改善加算			(1月につき、+所定単位×132/1000)								
			(1月につき、+所定単位×129/1000)								
			(1月につき、+所定単位×121/1000)								
			(1月につき、+所定単位×118/1000)								
			(1月につき、+所定単位×102/1000)								
			(1月につき、+所定単位×101/1000)								
			(1月につき、+所定単位×89/1000)								
			(1月につき、+所定単位×85/1000)								
			(1月につき、+所定単位×77/1000)								
			(1月につき、+所定単位×71/1000)								
			(1月につき、+所定単位×68/1000)								
			(1月につき、+所定単位×66/1000)								
			(1月につき、+所定単位×56/1000)								
			(1月につき、+所定単位×56/1000)								
			(1月につき、+所定単位×56/1000)								

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従事者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-3/100		1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位		
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											

入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定	
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)	
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)		(250単位を加算)	
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))	
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)	
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)	
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)	
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)	
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を加算)	
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)	
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))	
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)	
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)	
カ 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)	
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)	
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)	
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	

注	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
---	---

※ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×186/1000)	注 所定単位数は、イからオまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×178/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×155/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×125/1000)	
	(イ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×163/1000)	
	(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×156/1000)	
	(ハ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×155/1000)	
	(ニ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×148/1000)	
	(ホ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅴ)	(1月につき +所定単位×133/1000)	
	(ヘ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅵ)	(1月につき +所定単位×125/1000)	
	(ト) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅶ)	(1月につき +所定単位×120/1000)	
	(チ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅷ)	(1月につき +所定単位×132/1000)	
	(リ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅸ)	(1月につき +所定単位×112/1000)	
	(ル) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅹ)	(1月につき +所定単位×97/1000)	
	(エー) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅺ)	(1月につき +所定単位×102/1000)	
	(エー) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅻ)	(1月につき +所定単位×89/1000)	
	(エー) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅼ)	(1月につき +所定単位×89/1000)	
	(エー) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅽ)	(1月につき +所定単位×66/1000)	
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき +所定単位×120/1000)	
	(イ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×132/1000)	
	(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×112/1000)	
	(ハ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×97/1000)	
	(ニ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×102/1000)	
	(ホ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(Ⅴ)	(1月につき +所定単位×89/1000)	
	(ヘ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(Ⅵ)	(1月につき +所定単位×89/1000)	
	(ト) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(Ⅶ)	(1月につき +所定単位×66/1000)	

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員等処遇改善加算Ⅴについては、令和7年3月31日までで廃止可能。